

## 29年度 活動計算書

会計年度：29年〇4月1日～30年3月31日

(法人の名称：特定非営利活動法人原始感覚舎)

※科目、数値は例示で、太字は計算行です。

(単位：円)

科 目	金 額		
<b>I 経常収益</b>			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		0
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4 事業収益			0
5 その他収益			0
<b>経常収益 計</b>			<b>0</b>
<b>II 経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
アルバイト費	0		
<b>人件費 計</b>	<b>0</b>		
(2) その他経費			
AIRアーティスト旅費交通費	0		
AIRアーティスト日当	0		
<b>その他経費 計</b>	<b>0</b>		
<b>事業費 計</b>			<b>① 0</b>

2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費 計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
その他経費 計	0		
管理費 計		② 0	
経常費用 計			0
当期経常増減額			0
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計		0	
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計		0	
当期経常外増減額			0
税引前当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

(記載上の注意事項) ※この事項は、提出する様式に記載する必要はありません。

- 平成24年度に改正施行された特定非営利活動促進法に伴う定款変更が済んでいない法人が、この様式を使う場合は、欄外に「当法人の『収支計算書』については、『活動計算書』と表記しています。」の記載が必要です。
- 活動計算書には、借入金等の資金収支は含まれません。
- 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」といいます。）第2条第2項において、「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を主たる目的として設立された法人であると定義されておりますので、例示の①の額が②の額より多くなっている必要があります。  
なお、事業費と管理費の区分は、法人税法上の収益事業と非収益事業の区分とは異なりますのでご注意ください。
- 「次期繰越正味財産額」は、貸借対照表の「正味財産合計」と財産目録の「正味財産」と一致しなければなりませんので、必ず確認してください。